

規制シート

(別紙1)

150197000480001

平成27年2月19日

規制の名称	学校その他の教育機関における複製等 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第35条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	文化庁長官官房著作権課長 森孝之
規制目的	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。同法は、文化の発展に資する観点から、著作権者等の保護と著作物の利用のバランスを図るため、著作権等の及ぶ範囲を定めるものであり、権利が及ぶ場合においても、その利用行為が禁止されるものではなく、著作権者等との契約により、許諾を得れば、利用することが可能となっている。</p> <p>なお、本条は、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性とに鑑み、学校等の教育機関の授業に係る著作物利用の円滑化を図るものである。</p>		
規制内容の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、本条は、学校等の教育機関において、教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができることとしている。また、授業の同時中継に伴い、主会場で用いられている教材等について、著作権者の許諾なく、副会場向けに公衆送信を行うことができることとしている。ただし、いずれの場合であっても、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでないとしている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会の検討課題とされており、今年度実施中の「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」の結果等を踏まえ、引き続き検討を行う予定である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	—
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	—
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	—